



研究開発費に係る75%の割増損金算入比率の継続適用、製造業の研究開発費に係る割増損金算入比率を100%までに引き上げる

概要：

- 2021年度の政府活動報告では、租税優遇措置を適用して企業の研究開発投資の拡大を推進し、研究開発費の割増損金算入比率である75%を継続して適用し、かつ製造業の研究開発費に係る割増損金算入比率を100%に引き上げることを明確にした。
2020年12月31日に失効する予定であった研究開発費の割増損金算入比率である75%が継続適用されることにより、当該優遇政策を享受する企業を安心させた。また、製造業の研究開発費に係る割増損金算入比率を100%に引き上げることも、製造業により顕著な節税効果をもたらす。

背景

3月5日、李克強総理は第13回全国人民代表大会第4回会議で政府活動報告を行い、「第14次五カ年計画」期間における革新駆動型発展の維持、現代的産業体制発展の加速化の目標や課題を明確にした。

同報告によると、2021年の重要な活動の1つとしては、科学技術革新と実体経済との高度な融合を促進し、革新駆動型発展の役割をより良く発揮することである。具体的には、租税優遇措置による企業の研究開発投資拡大に対する促進、研究開発費の割増損金算入比率である75%の継続適用、製造業の研究開発費に係る割増損金算入比率の100%への引き上げが特に注目されている。

KPMGの所見

2021年は中国の近代化において特に重要な1年であり、財政税務政策による促進・指導の効果を十分に発揮し、企業革新の主導的な地位を強化することは、科学技術革新と実体経済との高度な融合にとって重要な方法である。

中国は1996年から企業の研究開発費の割増損金算入政策の実施を開始した。その際の適用対象は、国有企業と集団工業企業のみであった。近年、当該政策が改善されるにつれて、現行の研究開発費の割増損金算入政策は、既に当該政策を適用しない一部の業界を除き、数多くの業界で適用され、中国の研究開発経費への投資も拡大し続けている。研究開発費の割増損金算入比率を50%から75%に引き上げた後、減免税額が顕著に増え、企業の革新環境も明らかに向上した。

- 2018年の企業所得税確定申告データによると、研究開発費の割増損金算入による軽減額は新たに878億人民元増加した。
- 2019年の中国イノベーション指数において、割増損金算入を適用する企業の割合が大幅に上昇し、成長幅は38.9%に達し、3年連続して全21項目の評価指標において最速な成長を果たした指標となった。これは、側面から革新環境の改善に対する当該政策の重要な役割を示している。
- 2020年に研究開発費の割増損金算入政策を適用した企業の軽減額は3,500億人民元を超え、前年同期比で約25%増加した。

製造業は、中国国民経済の主導産業であり、供給側改革の重要な分野でもある。中国の製造業は近年、大きな成果をあげ、数多くの重要な機械・設備を開発してきたものの、製造業の高品質な発展を推進し、伝統的な製造業と情報技術との高度な融合を促進することは、今後の中国にとって重要な産業戦略であり、厳しい課題でもある。

今回の政府報告では、製造業の研究開発費に係る割増損金算入比率を100%に引き上げることが、中国が製造業の革新による国民経済の高品質な発展への牽引という戦略的位置づけに合致する。研究開発費の割増損金算入比率の引き上げ及びその他財政税務政策の製造業に対する優遇は、必然的に製造業の研究開発に係る投資の拡大を促進し、製造業がインダストリアルインターネット、第5世代移動通信システム（5G）、ビッグデータ、人工知能（AI）などの最先端技術を通じて産業の構造転換・アップグレード及び科学技術の革新の更なる向上をサポートする。

同報告では、研究開発費に係る75%の割増損金算入比率の継続適用期間を明確にしていない。また、2020年から製造業の研究開発費に係る割増損金算入比率100%を適用するか否かについても更に明確にする必要がある。通常、財政税務や科学技術関連主管部門は後続して政策施行に係る詳細を明確化するための通知または公告を公布するだろう。

KPMGのご提案

研究開発費の割増損金算入政策に係る更新や変化に対して、企業に以下のことを推奨する。

- 対応に十分な時間を確保するために、後続の政策細則と従来の政策を比較して、実務上で大きな差異があるか否かに注目する。特に製造業に携わる企業にとって、割増損金算入比率の引き上げが新たな監督管理要件を伴うか否かについても今後の明確化が待たれる。
- 優遇政策を享受する際、政策の適用で直面しうるリスクを全面的に意識・把握し、社内における研究開発費の割増損金算入管理プロセスを緻密に整理し、制度の構築および政策実務対応水準を強化し、「享受すべき優遇政策を可能な限り享受し、優遇政策の享受には適切な根拠がある」ことを実現する。
- 特に製造業の場合、割増損金算入比率の引き上げという優遇政策に直面し、業界の特性を踏まえて、企業の研究開発費の割増損金算入政策の適用におけるペインポイントを更に分析し、技術および財政税務の観点から政策適用の基盤を固め、合理的かつコンプライアンス、リスクコントロールできる前提で節税効果の最大化を実現しなければならない。例えば、技術面において、製造業は研究開発チェーンが長く、関連する部門や段階も多いため、企業は各段階の業務の研究開発特性を総合的に分析・評価し、完全的な研究開発チェーンを策定し、一部の通常の技術活動を研究開発活動に含めない。また、財政税務面において、製造業の財務会計体制は複雑である。企業は、プロジェクトと費用との関連性を明確に示すために、説得力のあるプロジェクト費用抽出および集計の計算ロジックを構築する必要がある。

KPMGは、科学と技術分野の動向を注視し、研究開発活動に係わる租税優遇政策、政策支援政策及び知的財産権などの専門分野において高度な洞察と豊富な経験を有し、企業の研究開発管理体制の構築及び最適化、租税優遇政策及び支援政策の適用申請、知的財産権の計画及び取組みなどに関して提案・サービスを提供いたします。

KPMGは今後も、国・地方が後続して公布される科学技術の革新に係る優遇政策および細則を注視し、関連する専門的な意見や提案を提供して参ります。関連する政策の分析及び実務に対する提案に関しては、お気軽にKPMGのプロフェッショナルスタッフまでお尋ねください。

お問合せ先

華北地域

Takabe Ichiro 高部 一郎

Partner パートナー

Email: ichiro.takabe@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3403

Li Lisa 李 輝

Partner パートナー

Email: lisa.h.li@kpmg.com

Tel: +86 (10) 8508 7638

華西・華東地域

Takabe Ichiro 高部 一郎

Partner パートナー

Email: ichiro.takabe@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3403

Hirasawa Naoko 平澤 尚子

Partner パートナー

Email: naoko.hirasawa@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3098

Xu Jie 徐 潔

Partner パートナー

Email: jie.xu@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 3678

Wang Zhewei 王 哲蔚

Partner パートナー

Email: zhewei.wang@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2717

Morimoto Tadashi 森本 雅

Partner パートナー

Email: tadashi.morimoto@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2322

Hayashida Hironori 林田 弘徳

Partner パートナー

Email: hironori.hayashida@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2286

Mokuta Masakazu 壺田 正和

Partner パートナー

Email: masakazu.mokuta@kpmg.com

Tel: +86 (21) 2212 2247

華南地域

Inanaga Shigeru 稲永 繁

Partner パートナー

Email: shigeru.inanaga@kpmg.com

Tel: +86 (20) 3813 8109

Chen Vivian 陳 蔚

Partner パートナー

Email: vivian.w.chen@kpmg.com

Tel: +86 (755) 2547 1198